

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年8月18日

【会社名】 株式会社ノジマ

【英訳名】 Nojima Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役社長 野島 廣司

【本店の所在の場所】 神奈川県相模原市中央区横山一丁目1番1号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号
クイーンズタワーB 26階

【電話番号】 050(3116)1212(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役財務経理部長 山崎 淳

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

一般募集	13,176,000,000円
オーバーアロットメントによる売出し	2,087,424,000円

(注) 1 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、平成27年8月11日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成27年8月11日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	8,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成27年8月18日(火)開催の取締役会決議によります。
- 2 本募集(以下、「一般募集」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、1,200,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 3 一般募集とは別に、平成27年8月18日(火)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,200,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 4 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 5 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

平成27年8月26日(水)から平成27年8月31日(月)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	8,000,000株	13,176,000,000	6,588,000,000
計(総発行株式)	8,000,000株	13,176,000,000	6,588,000,000

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成27年8月11日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1、2 (発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。)	未定 (注) 1、2	未定 (注) 1	100株	自 平成27年9月1日(火) 至 平成27年9月2日(水) (注) 3	1株につき発行価格と同一の金額	平成27年9月7日(月) (注) 3

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成27年8月26日(水)から平成27年8月31日(月)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より1株当たりの払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「(1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を新株式発行に係る発行数で除した金額となります。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト

([URL] <http://www.nojima.co.jp/ir/news/index.html>)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成27年8月25日(火)から平成27年8月31日(月)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成27年8月26日(水)から平成27年8月31日(月)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成27年8月26日(水)の場合、申込期間は「自 平成27年8月27日(木) 至 平成27年8月28日(金)」、払込期日は「平成27年9月2日(水)」

発行価格等決定日が平成27年8月27日(木)の場合、申込期間は「自 平成27年8月28日(金) 至 平成27年8月31日(月)」、払込期日は「平成27年9月3日(木)」

発行価格等決定日が平成27年8月28日(金)の場合、申込期間は「自 平成27年8月31日(月) 至 平成27年9月1日(火)」、払込期日は「平成27年9月4日(金)」

発行価格等決定日が平成27年8月31日(月)の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意下さい。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6 申込証拠金には、利息をつけません。

7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成27年8月26日(水)の場合、受渡期日は「平成27年9月3日(木)」

発行価格等決定日が平成27年8月27日(木)の場合、受渡期日は「平成27年9月4日(金)」

発行価格等決定日が平成27年8月28日(金)の場合、受渡期日は「平成27年9月7日(月)」

発行価格等決定日が平成27年8月31日(月)の場合、受渡期日は「平成27年9月8日(火)」

となりますのでご注意ください。

株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄に記載の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 横浜支店	神奈川県横浜市中区本町三丁目27番1号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	4,800,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	2,000,000株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	800,000株	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	400,000株	
計		8,000,000株	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
13,176,000,000	70,000,000	13,106,000,000

(注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成27年8月11日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額13,106,000,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限1,966,400,000円と合わせた手取概算額合計上限15,072,400,000円について、全額を長期借入金の返済資金に充当する予定であります。

当該長期借入金の返済資金は、平成29年3月末までに、当社100%出資の特別目的会社(SPC)であるITN株式会社を通じたアイ・ティー・エクス株式会社及びその子会社4社の買収(注)のための当社の長期借入金18,000,000,000円並びにその他長期借入金の返済資金の一部への充当を予定しております。

なお、アイ・ティー・エクス株式会社は、全国規模でキャリアショップ運営を展開しており、また当社グループにない法人顧客基盤を有しております。当社は、同社が運営する全国規模の携帯電話販売代理店網との連携及び法人顧客基盤の活用を通じて、当社グループ全体の企業価値を最大化させることを目的として、平成27年3月2日付で同社を子会社化しております。

(注) ITN株式会社を通じて行った、アイ・ティー・エクス株式会社及びその子会社4社の買収については、後記「第三部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 事業等のリスク (12)M&A等について」及び参照書類である有価証券報告書(第53期)の「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 企業結合等関係」をご参照下さい。なお、アイ・ティー・エクス株式会社は平成27年6月1日を効力発生日として、同社を存続会社とするITX和歌山株式会社及びITX神戸株式会社の吸収合併を行っております。さらに、同社は平成27年7月1日を効力発生日として、ITN株式会社を存続会社とする吸収合併を行っており、当該合併に伴い、存続会社であるITN株式会社の商号を同日付でアイ・ティー・エクス株式会社へと変更しております。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	1,200,000株	2,087,424,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、1,200,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記の売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.nojima.co.jp/ir/news/index.html>)(新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成27年8月11日(火)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成27年 9月1日(火) 至 平成27年 9月2日(水) (注) 1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	大和証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店		

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2)募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2)募集の条件」における株式の受渡期日と同一とします。

株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、1,200,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成27年8月18日(火)開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,200,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を平成27年9月28日(月)を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当増資について、会社法上の払込金額は、一般募集における発行価額と同一の金額とすること、会社法上の増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げること、及び会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成27年9月18日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当てに於ける予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに於けず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成27年8月26日(水)の場合、「平成27年8月29日(土)から平成27年9月18日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成27年8月27日(木)の場合、「平成27年9月1日(火)から平成27年9月18日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成27年8月28日(金)の場合、「平成27年9月2日(水)から平成27年9月18日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成27年8月31日(月)の場合、「平成27年9月3日(木)から平成27年9月18日(金)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である野島廣司、野島廣司有限会社、真柄準一及び真柄福祉財団は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割に係る新株式発行並びにストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。


上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴの  を記載いたします。
- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。
 1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて
 - (1) 金融商品取引法施行令(以下、「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下、「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(2)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うことはできません。
 - (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(2)に係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
 - 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成27年8月19日(水)から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成27年8月26日(水)から平成27年8月31日(月)までのいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
 - 2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
 - ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
 - 3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。
 2. 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.nojima.co.jp/ir/news/index.html>)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

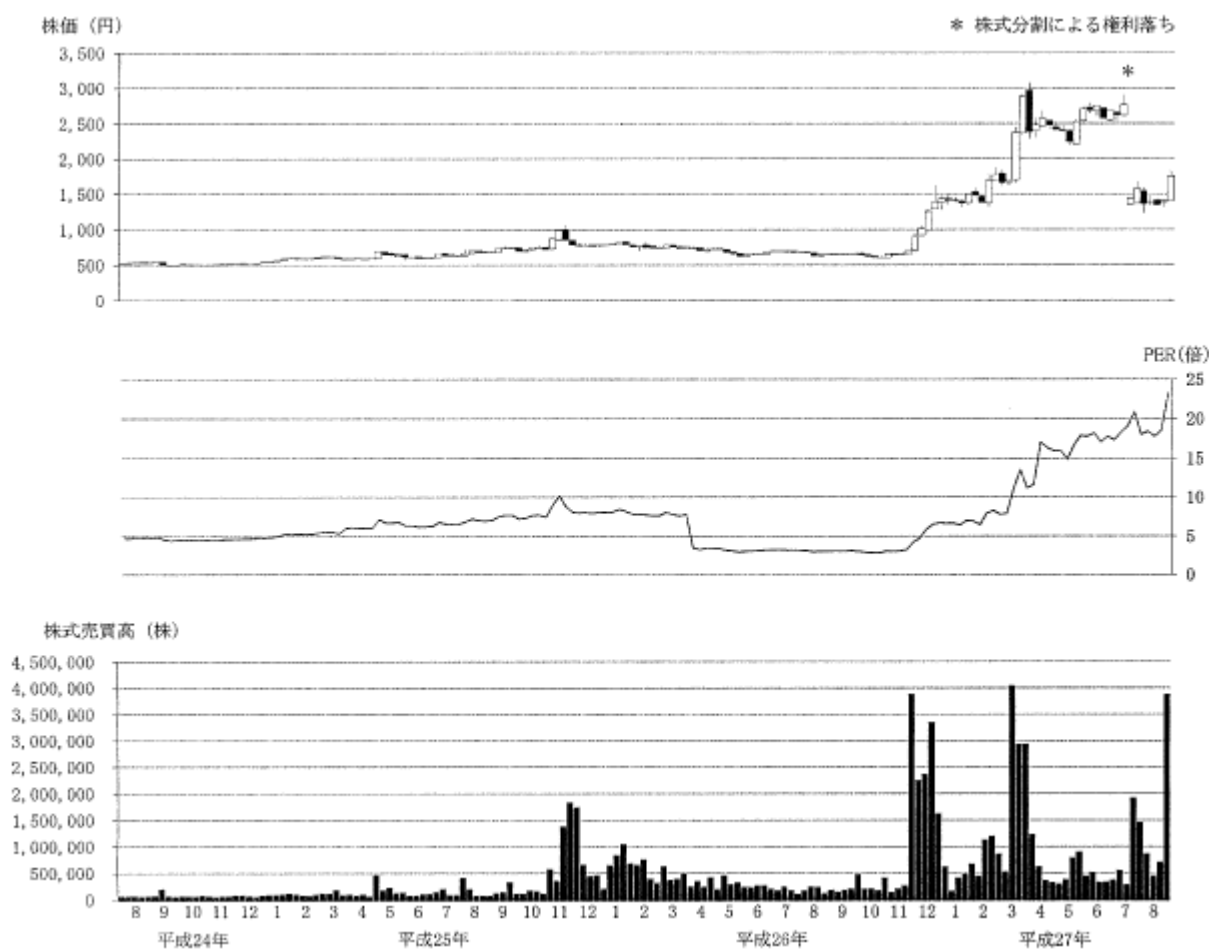
- ・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

[株価情報等]

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成24年8月13日から平成25年7月15日までの株式会社大阪証券取引所()及び平成25年7月16日から平成27年8月7日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。

株式会社大阪証券取引所の現物市場は、平成25年7月16日付で、株式会社東京証券取引所の現物市場に統合されております。



- (注) 1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益 (連結) (実績)}}$$

- ・平成24年8月13日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・平成25年4月1日から平成26年3月31日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・平成26年4月1日から平成27年3月31日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・平成27年4月1日から平成27年6月25日については、平成27年3月期有価証券報告書の平成27年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

- 平成27年6月26日から平成27年8月7日については、平成27年3月期有価証券報告書の平成27年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を2で除した数値を使用(平成27年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っているため。)

なお、当社は、平成27年3月期においてアイ・ティー・エクス株式会社を子会社化しておりますが、平成27年3月期有価証券報告書の平成27年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益は、同社の平成27年3月(1ヶ月間)のみの業績等を取り込んで作成しております。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成27年2月18日から平成27年8月11日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等の保有割合(%)
大和証券投資信託委託株式会社	平成27年2月13日	平成27年2月19日	変更報告書	1,905,000	7.88
大和証券投資信託委託株式会社	平成27年3月13日	平成27年3月19日	変更報告書	2,305,400	9.53
大和証券投資信託委託株式会社	平成27年3月25日	平成27年3月31日	変更報告書	2,648,000	10.95
大和証券投資信託委託株式会社	平成27年5月8日	平成27年5月14日	変更報告書	2,930,400	12.12
真柄 準一	平成25年11月27日	平成27年6月17日	変更報告書 (注) 1	1,047,036	5.12
財団法人真柄福祉財団				852,240	4.16
真柄 準一		平成27年6月18日	訂正報告書 (注) 1、2		
財団法人真柄福祉財団					
真柄 準一	平成25年4月1日	平成27年7月6日	変更報告書 (注) 1	1,047,036	5.12
公益財団法人真柄福祉財団				852,240	4.16
真柄 準一		平成27年7月6日	訂正報告書 (注) 1、3	1,047,036	5.12
公益財団法人真柄福祉財団					
大和証券投資信託委託株式会社	平成27年7月1日	平成27年7月7日	変更報告書	6,351,000	13.13
大和証券投資信託委託株式会社		平成27年7月7日	訂正報告書 (注) 4		
真柄 準一		平成27年7月8日	訂正報告書 (注) 1、5	1,050,036	5.13
公益財団法人真柄福祉財団					
真柄 準一		平成27年7月8日	訂正報告書 (注) 1、3		
公益財団法人真柄福祉財団					

(注) 1 真柄準一及び財団法人真柄福祉財団は共同保有者であります。

2 当該訂正報告書は、平成27年6月17日付で提出(報告義務発生日 平成25年11月27日)された変更報告書を取り下げるために提出されたものであります。

3 当該訂正報告書は、平成25年12月4日付で提出(報告義務発生日 平成25年11月27日)された変更報告書の記載内容を訂正するために提出されたものであります。

4 当該訂正報告書は、平成27年7月7日付で提出(報告義務発生日 平成27年7月1日)された変更報告書の記載内容に追加をするために提出されたものであります。

5 当該訂正報告書は、平成27年7月6日付で提出(報告義務発生日 平成25年4月1日)された変更報告書の記載内容を訂正するために提出されたものであります。

6 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第53期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月19日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第54期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年8月12日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年8月18日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月23日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年8月18日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月22日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年8月18日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年8月18日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成27年8月18日)までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ 野で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の「事業等のリスク」に記載された事項を除き、本有価証券届出書提出日(平成27年8月18日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

なお、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、その実現を保証するものではありません。

[事業等のリスク]

当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには次のようなものがあり、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項と考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 季節的要因について

当社グループの売上や利益はボーナスシーズンや年度末などの繁忙期には増加する傾向にありますが、販売する商品の中には、天候等の要因によりその売上が左右される商品が含まれており、冷夏や暖冬等によりそれらの商品の需要が著しく低下した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 経済情勢等について

経済のグローバル化、国内外の景気動向や消費動向等の経済情勢により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。個人消費の振幅が起こりうる消費税増税等の実施についても、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合店について

同業他社の店舗が当社グループの商圈内にも多数存在し、激しい価格・サービス競争が行われている地域があります。マーケットの変化は非常にスピーディーでその変化を確実に予想することは困難であり、同業他社の新規出店、異業種他社による当社グループ取扱商品の販売開始等が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、急速なインターネット環境の普及による販売方法の多様化や価格照会の簡易化による販売価格の低下圧力、消費行動の変化等は当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制等について

当社グループは、家電販売店の運営及びキャリアショップの運営を主要な事業としており、景品表示法、電気通信事業法、独占禁止法、携帯電話不正利用防止法、個人情報保護法等の法的規制を受けております。

当社グループは、上記法令等を遵守するために、従業員への教育・啓発を含めた社内管理体制の強化に努めておりますが、何らかの要因により上記法令等について違反が生じた場合には、当社グループに対する信頼性低下、損害賠償請求、営業停止等の処分を受ける可能性があります。当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後における行政の情報通信等にかかる政策や上記法令等の変更・新設が、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 移動体通信分野にかかる事業環境について

当社グループは、家電販売店運営の一部及びキャリアショップ運営において、移動体通信端末の販売及び移動体通信サービスの契約取次ぎ等を展開しております。また、キャリアショップ運営を展開するアイ・ティー・エックス株式会社(以下「ITX株」という。)を平成27年3月に連結子会社としたことにより、当社グループの連結業績全体に占める移動体通信分野の構成比は高まります。

移動体通信分野においては、市場自体が成熟していることに加えて、消費者の端末買替えサイクルの長期化が生じており、移動体通信業界及び同代理店業界における競合は激しくなっております。また、MVNO(仮想移動体通信事業者)の拡大や移動体通信キャリアによる光固定回線サービスの提供、今後におけるSIMロック解除の義務化等の要因も加わり、当該市場及び業界動向等について変化が生じる可能性があります。その動向等により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 移動体通信キャリアの手数料等について

当社グループは、移動体通信キャリア各社と締結する代理店契約に基づき、携帯電話等の販売、通信サービスの契約取次ぎ等を行っており、その対価として移動体通信キャリアごとに定められる手数料、報奨金、その他の支援費を受領しております。移動体通信キャリアからの手数料等含む条件は、移動体通信キャリアの販売方針や営業施策等により大幅な変更等が生じた場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、店舗展開のうち、キャリアショップによる出店については、移動体通信キャリア各社との協議の上決定され、一定の制約を受けております。

なお、各移動体通信キャリアとの代理店契約には解除条項が付されており、契約条項に著しい違背等が生じた場合には、契約解除等の重大な影響が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 個人情報の取扱いについて

当社グループは、商品のお届け、モバイル会員登録、eコマースに係る会員登録、ブロードバンド等のサービスの取次ぎ業務、携帯電話の開通等、多くの個人情報を取扱っております。これら情報の取扱いに関しましては、その重要性を十分に認識しており、社内管理体制の整備を行い、従業員には周知徹底をしております。しかしながら、不測の事態により万が一個人情報漏洩した場合や不正使用等の事態が生じた場合、社会的信用の失墜や損害賠償請求等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害・事故等について

当社グループは、自然災害や事故等からお客様の安全を確保するため、消防法等の法令遵守の徹底等の防災対策、各種保険への加入等を行っております。しかしながら、子会社等を含め多店舗展開を推進していることから、地震・台風等の大規模な自然災害や大規模火災が発生した場合には、多くの店舗が被害を受ける可能性があり、また、災害により交通機能が麻痺した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 有利子負債について

当社グループは、店舗展開の設備投資や最近におけるM & A等にかかる資金等の一部について、金融機関からの借入れにより調達しており、平成27年3月期末における当社グループ連結総資産額に占める有利子負債残高の割合は41.1%、平成28年3月期第1四半期末における割合は45.3%の水準となっております。

当社グループは、純有利子負債比率等を勘案しつつ財務体質の強化を進めていく方針であります。今後においても新規店舗開設の実施及びM & A等の検討は継続していく方針であり、これらに伴う借入金等が増加した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、金融情勢の変化等により投資計画の実行が困難となる場合や、市場金利の上昇等により資金調達コストが増大した場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループの主要取引金融機関とのシンジケートローン契約には、第53期有価証券報告書「第一部 企業情報 第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 追加情報」に記載のとおり財務制限条項が付されており、これに抵触する事態が生じた場合には、当該借入金の返済を求められ当社グループの財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 固定資産の減損会計について

当社グループは、事業の用に供する様々な固定資産を有しておりますが、「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の適用により、このような固定資産において、時価の下落や将来のキャッシュ・フローによっては減損処理が必要となる場合があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 敷金・保証金について

当社グループの出店につきましては、多くの場合、土地・建物の取得を行わずに賃借をしております。賃貸人に対しましては、賃貸借契約に基づき敷金及び保証金の差入れを行っており、当該敷金及び保証金は、賃借料との相殺による分割返還、又は期間満了時に一括返還されることとなっておりますが、賃貸人の経済状況によっては、その一部または全額が回収できなくなる可能性があります。また、契約期間満了日前に中途解約をした場合には、契約内容に従って敷金及び保証金の一部償却や違約金の支払いが必要となり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) M & A等について

当社グループは、新たな地域や事業領域への進出、既存事業の強化等を図るため、M & A、業務提携又は戦略的投資等(以下「M & A等」という。)を事業拡大手法の一つとして考えており、今後の事業展開においても、これら手法を検討していく方針であります。

当社グループは、M & A等による他社との協業について、対象となる事業領域・地域・市場動向に加え、相手先企業の経営状況、財務内容及び事業基盤等について十分に調査・分析を実施した上で推進していく方針であります。しかしながら、外部環境の著しい変化、当事者間の利害不一致その他の要因から当社グループの想定通りに推移する保証はなく、M & A等の検討時における制約等から十分な調査・分析を実施できない場合には、実行後に偶発債務の発生や未認識債務が判明する可能性があります。また、相手先企業の業績悪化等が生じた場合には、投資回収の困難、追加費用の発生、のれんの減損その他の要因から、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(I T X(株)の買収について)

当社は、平成27年3月2日付で、当社100%出資の特別目的会社(S P C)である I T N株式会社(以下「 I T N(株)」という。)を通じて、 I T X(株)の株式(議決権所有割合99.0%)を取得し同社及び同社子会社4社を子会社化しております。

I T X(株)グループは全国規模でキャリアショップ運営を展開しており、また、当社グループにない法人顧客基盤を有しております。当社グループが有する家電販売部門及び通信部門における独自の販売員育成ノウハウと I T X(株)グループが運営する全国規模の携帯電話販売代理店網との連携及び法人顧客基盤の活用等、両社が持つ強みを相互活用することにより、業容拡大を図る方針であります。事業環境の急激な変化等が生じた場合、当社グループの事業展開が想定通りに推移しない場合があります。

当社は、平成27年3月期決算において I T X(株)グループの平成27年3月(1ヶ月間)の業績等を取り込み、連結財務諸表を作成しております。なお、当社グループは、 I T X(株)の株式取得資金50,701百万円については、 I T X(株)の既存借入金の借り換えも含めて83,000百万円(連結)を金融機関からの借入れにより調達しております。また、今回の同社の株式取得により、のれん19,598百万円及び無形資産66,060百万円を計上しております。

I T X(株)の過年度業績等の概要は次のとおりであります。今後の当社連結業績については、 I T X(株)の業績動向による相応の影響が生じることが想定され、投資者の投資判断に際して留意が必要であるものと認識しております。

[I T X(株)の連結業績等]

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
連結売上高	130,210	257,346	246,330
連結営業利益	3,082	7,250	9,120
連結経常利益	800	5,702	8,689
連結当期純損益	460	5,711	7,956
連結純資産額	17,167	16,317	21,290
連結総資産額	96,766	102,485	91,929

(注) 1. 当該会社は、平成24年8月16日に設立されたため、平成25年3月期は約7ヶ月の決算であります。

2. 平成26年3月期は、資本金及び資本準備金の額の減少、並びに剰余金の配当により連結純資産額の減少が生じております。

3. 当該会社は平成27年6月1日を効力発生日として、同社を存続会社とし、 I T X和歌山株式会社及び I T X神戸株式会社の吸収合併を行っております。

4. 当該会社の株式取得・子会社化は、当社100%出資の I T N(株)を通じて行っており(当社出資額：20,000百万円、同社による借入調達額：65,000百万円)ですが、平成27年7月1日に当該会社は、 I T N(株)を存続会社とする吸収合併を行っており、当該合併に伴い、存続会社である I T N(株)の商号を同日付でアイ・ティー・エックス株式会社へと変更しております。

(13)海外展開について

当社グループは、東南アジア家電小売市場への本格的進出を目的として、カンボジア王国における現地法人 Nojima(Cambodia)Co.,Ltd.の設立及びベトナム社会主義共和国における Tran Anh Digital World Joint Stock Companyとの資本業務提携等を実施しております。

当社グループは、今後において東南アジア地域における事業拡大を図る旨の事業戦略を有しておりますが、現時点においてはこれら取り組みを開始した段階であり、今後において当社グループが企図する事業拡大が推進できる保証はありません。海外展開においては、為替リスクに加え、各国・地域における政情不安、経済動向の不確実性、宗教や文化の相違、法規制・商習慣の違い等の各種リスクが存在しており、これら要因により事業推進が困難となり、投資回収が困難となった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ノジマ 本部

(神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号 クイーンズタワーB 26階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。